

確定申告は 事前予約制です

令和5年2～3月に市役所で実施予定の確定申告は、事前予約制です。前回、市役所で次の内容の申告をした方は、あらかじめ申告日時を指定したうえで、1月中旬ごろにハガキでご案内します。

▶日時指定対象となる申告内容：農業所得、不動産所得、営業所得、年金所得
それ以外の方が申告する場合は、各自でご予約が必要となります。

なお、申告の予約受付期間などの詳細は広報1月号に掲載を予定しているほか、市ホームページで1月上旬ごろお知らせします。
▶申告期間：令和5年2月14日(火)～3月15日(水) ※2日間の休日開庁を予定
☎ 伊奈庁舎税務課 (内線 2307)

産前産後期間の国民年金保険料が 免除されます

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者が出産した際に、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。

▶免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。※出産とは妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含む)。

すでに産している方は、さかのぼって申請できます。

▶対象者：国民年金第1号被保険者で
産日が平成31年2月1日以降の方

▶持ち物

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- マイナンバーカードや運転免許証などの身分証明書
- 母子手帳(出産予定日がわかる物)

※戸籍謄本などが必要となる場合があります。

詳細は、土浦年金事務所または国保年金課にお問い合わせください。

☎ 土浦年金事務所

☎ 029 - 825 - 1170

☎ 伊奈庁舎国保年金課 (内線 4402)

署外確定申告会場が 変更になります

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

| 期間 | 会場 | 対象者 |
|-----------------------|-----------------------------|----------|
| 令和5年1月4日(水)～2月15日(水) | 土浦税務署庁舎3号館第2会議室(土浦市城北町4-15) | 還付申告の方※1 |
| 令和5年2月16日(木)～3月15日(水) | 延増第一ビル5階・6階(土浦市真鍋1丁目11-12) | すべての方※2 |

※1 贈与税については、令和5年2月1日(水)以降、受付開始となります。

※2 令和5年2月16日(木)～3月15日(水)は、土浦税務署庁舎では申告受付を行っておりません。

☎ 土浦税務署個人課税第一部門

☎ 029 - 822 - 1100 (代表)

年内に建物を取り壊した際は 早めに連絡を！

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋(居宅・店舗・倉庫・物置・車庫・外便所などの建物)を所有している方に1年分の税金が課税されます。年内に建物を取り壊した方は、市職員が確認したうえで来年度の課税に反映させますので、必ずご連絡ください。また、建物の用途を変更した場合(店舗として使用していた建物を居宅として使用する場合など)も早めにご連絡ください。

☎ 伊奈庁舎税務課 (内線 2301、2302)

車検を受ける際の軽自動車税 納税証明書の提示が原則不要に

令和5年1月から変更となります

軽自動車税(種別割)の納税確認が電子化され、軽自動車税(種別割)の未納がない場合、車検(継続検査)を受ける際の納税証明書の提示が原則不要となります(二輪の小型自動車を除く)。

※軽自動車税を納付後すぐに(2週間程度)車検を受ける場合は、次のいずれかの方法で車検時に納税証明書を提示してください。

■年度当初に郵送される「軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書」がある場合
金融機関・つくばみらい市役所・コンビニエンスストア窓口で支払い、車検時には、領収印が押印された「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」(納税通知書兼領収証書に添付されています)を提示する。

■口座振替をご利用の場合(振替後すぐに車検を受ける場合)

口座振替されたことが確認できる通帳を持参のうえ、市役所(伊奈・谷和原庁舎)、みらい平市民センターの窓口で納税証明書を交付申請し、発行された証明書を提示する。

■納税証明書の交付申請に必要なもの

○本人を確認するための顔写真つき公的機関発行証(運転免許証、マイナンバーカードなど)

○車検証の写しまたは委任状(ご本人以外の方が申請する場合)

その他「軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書」がお手元がない場合や、再発行された納付書などで納付する場合は、収納課へお問い合わせください。

☎ 伊奈庁舎収納課 (内線 2402)